

令和5年度地域創生総合支援事業(サポート事業)

採択方針

令和5年1月27日
福島県いわき地方振興局

この採択方針は、福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）の、いわき地方振興局管内における採択に関する取扱いを定めるものとする。

1 基本テーマ

幅広い世代と多様な主体が活躍し、復興・再生及び地方創生の推進に向けた広域性・多様性を活かした地域内外の交流を促進する取組など、地域住民が主体的に考えた地域づくり活動を支援することにより、住民が主役の個性と魅力にあふれる地域づくりの推進に寄与する。

2 採択に当たっての基本的な考え方

事業の採択にあたっては、以下の観点等を踏まえ総合的に勘案するものとする。

- (1) 地域づくりの推進に向けた目的の明確性
- (2) いわき地域への波及効果
- (3) いわき市における地域の特性の活用度
- (4) 地域資源・施設の有効利用による波及効果
- (5) 事業の実現可能性や継続性、発展性
- (6) 県・いわき市等との連携状況

3 優先的採択事業

令和5年度一般枠において、優先的に採択する事業は、次の(1)から(10)のとおりとする。

(1) 人づくり(子育て・教育)に資する事業

安心して子どもを産み育てたい、本県で学び躍進したいと思える環境づくりの推進など、社会や地域を創造することができる人材の育成に寄与する事業を優先する。

(2) 過疎・中山間地域の持続的発展に資する事業

過疎・中山間地域の優位性やポテンシャルをいかし、課題の解決や地域の活性化を図ることで、持続可能な地域社会の形成に寄与する事業を優先する。

(3) スポーツ・文化の振興に資する事業

地域の多様な資源を生かしたスポーツ・文化の振興に繋がる取組により、魅力ある地域の創造に寄与する事業を優先する。

(4) 福島・いわきの魅力向上や交流人口の拡大に資する事業

新たな観光資源の創出や既存の観光資源の磨き上げを行い地域の魅力を向上させる取組や、地域資源等の魅力を県内外との交流・情報発信等により広く伝える取組等、福島・いわきの魅力向上や交流人口の拡大に地域ぐるみで継続的に取り組む事業を優先する。

(5) 移住・定住の推進に資する事業

地方移住への関心の高まりを踏まえ、地域側の機運醸成や受入体制の構築、魅力の発信など、本県への新しい人の流れの創出に寄与する事業を優先する。

(6) 地域産業の振興に資する事業

福島イノベーション・コースト構想の推進に関連する事業、技術的交流や地域産業6次化の推進、農林水産物の消費拡大等に向けた事業を優先する。

(7) 地産地消の推進に資する事業

生産・流通・消費といった地域内におけるモノの循環や、人財を含む地域資源の有効活用など、あらゆる分野における地産地消の取組の推進に寄与する事業を優先する。

(8) 健康長寿社会の推進に資する事業

東日本大震災等を背景とした健康課題の解決に向け、心身の健康の維持・増進や悪化防止、不安解消など「全国に誇れる健康長寿県」の実現に向けた取組の推進に寄与する事業を優先する。

(9) 地球温暖化防止に資する事業

県民の高い環境意識の醸成や地球温暖化対策に関する取組の推進に寄与する事業を優先する。

(10) デジタル化によるプロセスイノベーション（DX）の推進に資する事業

デジタル技術の導入・拡大を通じて、働き方や暮らし方、サービスの提供の仕方などの変革を図り、地域社会の強靱化や新たな価値の創出に寄与する事業を優先する。

※ 優先的採択事業に該当しない事業であっても、地域振興に寄与すると認められる事業については、採択する場合がある。